明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二六七）　三
○新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二六八）　五
○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（二六九）　七
〔内閣官房令〕
○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房七）　八
〔府　令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七三）　八
○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（同七四）　九
〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一四、一六）　一五
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（同一五、一七）　一六
〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（総務八二）　二〇
○危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（同八三）　二三
○独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令（財務・国土交通三）　二三
○国土交通省・財務省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（同四）　二六
○救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一一八）　二六
〔告　示〕
○機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（内閣府一〇八）　二六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十四年分・令和二年分～令和四年分）を公表する件（総務二四八）　三〇
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十五年分・令和三年分～令和五年分）を公表する件（同二四九）　三三
○住居表示を実施した件（同二五〇）　三五
○特別名勝・特別天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁一七）　三七
○国宝の管理団体を定める件（同一八）　三七
○重要文化財の管理団体を定める件（同一九）　三八
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（厚生労働二八〇）　三九
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（同二八一）　四〇
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたギニア共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件（経済産業一二五）　四〇
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたヨルダンの記章を指定した件（同一二六）　四〇
○商標法第四条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたセルビア共和国の紋章等を指定した件（同一二七）　四一
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたアフリカ産油国機関の標章を指定した件（同一二八）　四一
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された世界観光機関の標章を指定した件（同一二九）　四三
○一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款及び一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款の一部を改正する告示（国土交通一一二二）　四四
○昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する件（同一一二三）　四四
○建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項の一部を改正する件（同一一二四）　四六
○標準貨物自動車利用運送約款等の一部を改正する告示（同一一二五）　四六

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。

（前のページより続き）
○道路に関する件
（**関東地方整備局**二二一、二二二）
○道路に関する件
（**北陸地方整備局**四〇、四一）
○道路に関する件
（**中部地方整備局**七三～七六）
○道路に関する件
（**中国地方整備局**六六～六九）
○道路に関する件
（**沖縄総合事務局**一六）
〔**官庁報告**〕
官庁事項
人事院規則八―一八（採用試験）第六条第二項第一号の規定に基づき、平成二十三年人事院公示第十六号の一部改正に関し、決定した件
（人事院公示一三）　六三
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　六四
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　六五
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　六六
労働
最低賃金の改正決定に関する公示
（北海道労働局最低賃金公示一）　六六
最低賃金の改正決定に関する公示
（宮城同一）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（秋田同一）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（茨城同一）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（栃木同一）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（埼玉同一）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（千葉同一）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（東京同一）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（神奈川同一）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（新潟同一）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（富山同一）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（山梨同一）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（長野同一）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（岐阜同一）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（静岡同一）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（愛知同一）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（三重同一）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（滋賀同一）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（京都同三）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（大阪同一）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（兵庫同一）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（奈良同一）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（和歌山同一）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（広島同一）　六七
最低賃金の改正決定に関する公示
（山口同一）　六七
国家試験
第百十回薬剤師国家試験の施行
（厚生労働省）　六七
〔**資　料**〕
国庫歳入歳出状況（令和六年度令和六年六月分）（財務省）　七〇
〔**公　告**〕
諸事項
官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、適格特例投資家、基本測量関係事項　七三
関係
裁判所
免責、再生関係　八〇
特殊法人等
令和五事業年度財務諸表（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構・独立行政法人水資源機構）、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更・工事区間変更、社会保険診療報酬支払基金令和五事業年度決算、日本公認会計士協会第五十八期決算、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、地方公共団体情報システム機構における機構保存本人確認情報の提供状況・住民票コードの提供状況、農林漁業団体職員共済組合令和五事業年度決算等関係　八五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三七
会社その他
会社決算公告　一四〇

本号で公布された法令のあらまし

◇新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二六七号）
（経済産業省）
新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四五号）の施行期日は、令和六年九月二日とすることとした。

◇新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二六八号）（経済産業省）
一　産業競争力強化法施行令の一部改正
日本政策金融公庫が、事業適応促進円滑化業務として、指定金融機関に対して必要な資金を貸し付ける業務の範囲を見直すこととした。（第七条関係）
二　投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令の一部改正
1　投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第一項により政令で定めるとされている者について定め、外国法人から除かれる者の範囲を定めることとした。（第一条関係）
2　投資事業有限責任組合の行い得る付随事業として、1で定めた者が発行する約束手形等に類似するものであって外国の法令に準拠するものの取得及び保有を追加することとした。（第三条関係）
三　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正
独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第一三条の六に規定する新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四五号）による改正前の産業競争力強化法に係る経過業務に係る納付金額の通知及び納付期限並びに納付金の帰属する会計に関する規定を定めることとした。（附則第一五条及び第一六条関係）
四　関係政令の整理
その他関係政令の所要の規定の整理を行うこととした。
五　附則
1　郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令について所要の規定の整理を行うこととした。（附則第二項関係）
2　この政令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行することとした。

◇母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第二六九号）（こども家庭庁）
1　母子家庭自立支援教育訓練給付金等の支給要件である所得基準を撤廃するとともに、一定の要件を満たす受給資格者に対する支給額の引上げを行うこととした。（第二七条及び第三一条の九第一項関係）
2　母子家庭高等職業訓練促進給付金等の支給要件である所得基準を緩和するとともに、所得税に係る扶養控除の見直しに伴い、当該所得基準の額の算定において、三〇歳以上七〇歳未満の扶養親族のうち、所得税法に規定する控除対象扶養親族に該当しないものについては、当該所得基準の額の加算の対象としないものとすることとした。また、母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等の支給要件についても、同様の改正を行うこととした。（第二八条、第二九条、第三一条の九第二項及び第三一条の一〇関係）
3　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第四条関係）
4　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年八月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十七号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年九月二日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年八月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十八号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十四第一項第一号、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第一項及び第三条第一項第十号並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）附則第十三条の六第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第十九項」を「第二条第二十項」に改める。

第二条第一項中「第二条第二十二項第五号」を「第二条第二十三項第五号」に改め、同条第二項中「第二条第二十二項第八号」を「第二条第二十三項第八号」に改め、同項第八号中「第二条第二十二項第一号」を「第二条第二十三項第一号」に改める。

第三条中「第二条第三十二項」を「第二条第三十四項」に改める。

第七条中「第二十一条の十七第一項第一号」を「第二十一条の二十四第一項第一号」に、「次に掲げる措置」を「エネルギーの利用による環境への負荷の低減を行うために必要な投資」に、「投資又は」を「投資」に、「若しくは需要開拓商品生産設備（法第二条第十四項に規定する需要開拓商品生産設備をいう。）の導入」を「の導入又は産業競争力基盤強化商品（法第二条第十四項に規定する産業競争力基盤強化商品をいう。）の生産及び販売」に改め、各号を削る。

第八条中「第二十一条の十七第一項」を「第二十一条の二十四第一項」に、「第二十一条の十七第二項」を「第二十一条の二十四第二項」に改める。

第九条中「第二十一条の十九第一項第一号」を「第二十一条の二十六第一項第一号」に改める。

第十条中「第二十一条の十九第四項第一号」を「第二十一条の二十六第四項第一号」に改める。

第十一条中「第二十一条の十九第一項」を「第二十一条の二十六第一項」に、「第二十一条の二十八第一項」を「第二十一条の二十四」を「第二十一条の三十一」に、「第二十一条の二十六第一項」を「第二十一条の三十三第一項」に、「第二十一条の二十五第一項」を「第二十一条の三十二第一項」に改める。

第十三条から第十五条までの見出し中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改める。

第十六条の見出しを「（事業再編促進円滑化業務の対象となる事業再編のための措置）」に改め、同条中「第三十五条第一項の」を「第三十五条第一項第一号の」に改め、同条第二号中「第二条第十八項」を「第二条第十九項」に改める。

第二十五条第二号中「第二条第二十五項」を「第二条第二十七項」に改める。

第二十六条第一項第三号中「第二条第二十七項」を「第二条第二十九項」に改める。

第三十条第二項中「第二条第二十九項第五号」を「第二条第三十一項第五号」に改める。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令の一部改正）

第二条　投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令（平成十年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条に次の一項を加える。

２　前項第一号又は第三号に掲げる事業に係る同項第一号に規定する約束手形又は同項第三号に規定する有価証券には、第一条に規定する者については、これらに類似するものであって外国の法令に準拠するものを含むものとする。

第二条を第三条とする。

第一条中「投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号。以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（外国法人から除かれる者の範囲）

第一条　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号。以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める者は、外国法人のうち、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一　本邦法人又は本邦人（以下この条において「本邦法人等」という。）により総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有されている者その他本邦法人等により財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（次項において「意思決定機関」という。）を支配されている者として経済産業省令で定めるもの（以下この条において「子法人等」という。）

二　本邦法人等又は子法人等との間の売上高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の五十以上である者その他本邦法人等又は子法人等が出資、役員その他これに準ずる役職への本邦法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者として経済産業省令で定めるもの

２　本邦法人等及び子法人等が他の者の意思決定機関を支配している場合における当該他の者は、その本邦法人等の子法人等とみなして、この条の規定を適用する。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正）

第三条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

（新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律による改正前の産業競争力強化法に係る経過業務に係る納付金額の通知及び納付期限）

第十五条　経済産業大臣及び財務大臣は、法附則第十三条の六第一項の規定により機構が国庫に納付すべき金額（以下この条において「納付金額」という。）を定めたときは、機構に対し、その納付金額を通知しなければならない。

２　前項の規定による通知は、法附則第八条の十に規定する業務を終えた日の属する事業年度に係る財務諸表の提出があった日から一月以内にするものとする。

３　機構は、第一項の規定による通知を受けたときは、経済産業大臣及び財務大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。

（新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律による改正前の産業競争力強化法に係る経過業務に係る納付金の帰属する会計）

第十六条　法附則第十三条の六第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属させるものとする。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第一項第一号ハ(1)中「発行する株式」の下に「並びに合同会社」を加え、同号ハ(2)中「並びに」の下に「合同会社及び」を加える。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第五条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項第一号ハ(1)中「発行する株式」の下に「並びに合同会社」を加え、同号ハ(2)中「並びに」の下に「合同会社及び」を加える。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第六条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人工業所有権情報・研修館の項中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

（国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令の一部改正）

第七条　国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号イ中「発行する株式」の下に「並びに合同会社」を加え、同号ロ中「並びに」の下に「合同会社及び」を加える。

（年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部改正）

第八条　年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号イ中「発行する株式」の下に「並びに合同会社」を加え、同号ロ中「並びに」の下に「合同会社及び」を加える。

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正）

第九条　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二十三の項中「第十五条第八号の二」を「第十五条第八号の三」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

２　郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第十一号中「第四条第一号」を「第五条第一号」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
経済産業大臣　齋藤　健

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年八月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十九号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十一条（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条の十」を「第三十一条の十一」に改める。

第二十七条を次のように改める。

（母子家庭自立支援教育訓練給付金）

第二十七条　法第三十一条（第一号に係る部分に限る。）の規定により支給する母子家庭自立支援教育訓練給付金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（受給資格者（同条第一号の内閣府令で定める教育訓練（以下この項において「特定教育訓練」という。）を修了した配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものをいう。以下この条において同じ。）が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二の規定による教育訓練給付金（以下この項において「教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができる場合にあつては、当該額から支給を受けることができる教育訓練給付金の額を控除した額）とする。

一　当該受給資格者が修了した特定教育訓練が指定教育訓練（特定教育訓練のうち、職業に必要な資格の取得を目的とするものとして都道府県知事等（法第八条第一項に規定する都道府県知事等をいう。次項及び第四項において同じ。）が指定するものをいう。以下この条において同じ。）である場合　当該受給資格者が当該指定教育訓練の受講のために支払つた費用（入学料及び授業料に限る。）の額に百分の六十を乗じて得た額（その額が百六十万円を超えるときは、百六十万円）

二　当該受給資格者が修了した特定教育訓練が指定教育訓練以外のものである場合　当該受給資格者が当該特定教育訓練の受講のために支払つた費用（入学料及び授業料に限る。）の額に百分の六十を乗じて得た額（その額が二十万円を超えるときは、二十万円）

2　指定教育訓練を修了した受給資格者が当該指定教育訓練を修了した日の翌日から起算して一年を経過する日までに職業（当該職業に就くために当該指定教育訓練に係る資格を有することが必要とされているものとして都道府県知事等が指定するものに限る。）に就いた場合における前項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「百分の六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百六十万円」とあるのは「二百四十万円」とする。

3　母子家庭自立支援教育訓練給付金は、前二項の規定により算定された額が一万二千円を超えないときは、支給しない。

4　第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により算定した額の母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給を受けた受給資格者が当該指定教育訓練を修了した日の翌日から起算して一年を経過する日までに第二項に規定する職業に就いたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出るものとする。

第二十八条第一項及び第二項を次のように改める。

法第三十一条（第二号に係る部分に限る。）の規定により母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けることができる配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものは、同号の内閣府令で定める資格（次条第一項において「特定資格」という。）を取得するため同号の養成機関（第三項及び第四項並びに次条第一項において「養成機関」という。）の六月以上の課程において修業する者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（第三項第一号及び第四項において「受給資格者」という。）

一　基準年（請求月（母子家庭高等職業訓練促進給付金の請求をする日が属する月をいう。以下この項及び第三項第一号において同じ。）が一月から七月までである場合にあつては請求月が属する年の前々年をいい、請求月が八月から十二月までである場合にあつては請求月が属する年の前年をいう。以下この号及び次項において同じ。）の所得の額が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める額未満であること。

イ　基準年の十二月三十一日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族（扶養親族のうち、控除対象扶養親族（所得税法に規定する控除対象扶養親族をいう。ロ(1)において同じ。）に該当しない二十歳以上七十歳未満の扶養親族以外のものをいう。以下同じ。）及び生計維持児童（配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの扶養親族でない児童で当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが生計を維持しているものをいう。以下この項及び次条第一項第三号において同じ。）がない場合　二百八万円

ロ　基準年の十二月三十一日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族又は生計維持児童がある場合　二百八万円に次に掲げる額を加算した額

(1)　当該加算対象扶養親族（老人扶養親族（所得税法に規定する老人扶養親族をいう。以下同じ。）又は特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族及び十九歳未満の控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に三十八万円を乗じて得た額

(2)　当該加算対象扶養親族（老人扶養親族（所得税法に規定する老人扶養親族をいう。以下同じ。）に該当するものに限る。）の数に四十八万円を乗じて得た額

(3)　当該加算対象扶養親族（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に五十三万円を乗じて得た額

二　基準前年（請求月が一月から七月までである場合にあつては請求月が属する年の三年前の年をいい、請求月が八月から十二月までである場合にあつては請求月が属する年の前々年をいう。以下この号及び次項において同じ。）の所得の額が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める額未満であること。

イ　基準前年の十二月三十一日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族及び生計維持児童がない場合　二百八万円

ロ　基準前年の十二月三十一日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族又は生計維持児童がある場合　二百八万円に次に掲げる額を加算した額

(1)　当該加算対象扶養親族（老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に三十八万円を乗じて得た額

(2)　当該加算対象扶養親族（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四十八万円を乗じて得た額

(3)　当該加算対象扶養親族（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に五十三万円を乗じて得た額

2　児童扶養手当法施行令第四条第一項本文及び第二項の規定は、前項の配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの基準年及び基準前年の所得の額の計算方法について準用する。この場合において、同条第一項本文中「その年」とあるのは「それぞれ当該基準年又は基準前年の翌年」と、「以下この項において「総所得金額等合計額」という。）」とあるのは「と当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが扶養児童（当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが現に扶養している母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第三項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）の父から当該扶養児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の八十に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）を合算した額」と、同条第二項第三号中「母」とあり、及び同項第四号中「母及び父」とあるのは「扶養児童の母」と読み替えるものとする。

第二十八条第三項中「受給資格者の」を「場合の」に改め、同項第一号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（四月から七月までに当該母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、」を「請求月の属する年度（請求月が四月から七月までで

ある場合にあつては、その」に、「所得割を除く。次条第四項第一号」を「所得割を除く。次条第三項第一号」に、「に規定する」を「の規定により支給される」に、「者を除く。次条第四項第一号において同じ。）」を「者を除く。同号において同じ。）である場合」に改め、「第一項の」を削り、同項第二号中「者以外の者」を「場合以外の場合」に改め、「第一項の」を削り、同条第四項中「第一項の」を削る。

第二十九条第一項及び第二項を次のように改める。

法第三十一条第三号に規定する政令で定める給付金は、特定資格の取得のための費用その他の養成機関における課程の修了に際し必要となる費用の負担を軽減するため次の各号のいずれにも該当する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（第三項第一号において「受給資格者」という。）に対し支給する給付金（同項及び次条において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金」という。）とする。

一　特定資格を取得するため養成機関において六月以上の課程を修了したこと。

二　前号の課程を修了した日（次号及び第三項第一号において「修了日」という。）において配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当すること。

三　次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ　当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの修了時所得基準年（修了日の属する月が一月から七月までである場合にあつては当該月が属する年の前々年をいい、修了日の属する月が八月から十二月までである場合にあつては当該月が属する年の前年をいう。以下このイ及び次項において同じ。）の所得の額が、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める額未満であること。

(1)　修了時所得基準年の十二月三十一日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族（老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に三十八万円を乗じて得た額

(2)　修了時所得基準年の十二月三十一日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族又は生計維持児童がある場合　二百八万円に次に掲げる額を加算した額

(i)　当該加算対象扶養親族（老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に三十八万円を乗じて得た額

(ii)　当該加算対象扶養親族（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四十八万円を乗じて得た額

(iii)　当該加算対象扶養親族（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に五十三万円を乗じて得た額

ロ　当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの修了時所得基準年（修了日の属する月が一月から七月までである場合にあつては当該月が属する年の三年前の年をいい、修了日の属する月が八月から十二月までである場合にあつては当該月が属する年の前々年をいう。以下このロ及び次項において同じ。）の所得の額が、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める額未満であること。

(1)　修了時所得基準年の十二月三十一日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族及び生計維持児童がない場合　二百八万円

(2)　修了時所得基準年の十二月三十一日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族又は生計維持児童がある場合　二百八万円に次に掲げる額を加算した額

(i)　当該加算対象扶養親族（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四十八万円を乗じて得た額

(ii)　当該加算対象扶養親族（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に五十三万円を乗じて得た額

(iii)　当該加算対象扶養親族（特定扶養親族等に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に三十八万円を乗じて得た額

(i)　当該加算対象扶養親族（老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に三十八万円を乗じて得た額

(ii)　当該加算対象扶養親族（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四十八万円を乗じて得た額

(iii)　当該加算対象扶養親族（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に五十三万円を乗じて得た額

2　児童扶養手当法施行令第四条第一項本文及び第二項の規定は、前項の配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの修了時所得基準年及び修了時所得基準年の所得の額の計算方法について準用する。この場合において、同条第一項本文中「その年」とあるのは「それぞれ当該修了時所得基準年又は修了時所得基準年の翌年」と、「（以下この項において「総所得金額等合計額」という。）」とあるのは「と当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが扶養児童（当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが現に扶養している母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第三項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）の父から当該扶養児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の八十に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）を合算した額」と、同条第二項第三号中「母」とあり、及び同項第四号中「母及び父」とあるのは「扶養児童の母」と読み替えるものとする。

第二十九条第三項を削り、同条第四項中「受給資格者の」を「場合の」に改め、同項第一号中「課されない者」の下に「である場合」を加え、同項第二号中「者以外の者」を「場合以外の場合」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十一条の九を次のように改める。

第三十一条の九　第二十七条の規定は、法第三十一条の十において準用する法第三十一条（第一号に係る部分に限る。）の規定により配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに対して支給する父子家庭自立支援教育訓練給付金について準用する。

2　第二十八条の規定は、法第三十一条の十において準用する法第三十一条（第二号に係る部分に限る。）の規定により配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに対して支給する父子家庭高等職業訓練促進給付金について準用する。この場合において、第二十八条第二項中「及び第二項」とあるのは「及び第二項（第三号を除く。）」と「の父」とあるのは「の母」と、「同条第二項第三号中「母」とあり、及び同項第四号」とあるのは「同条第二項第四号」と、「の母」とあるのは「の父」と、同条第三項第一号中「第三十一条の規定により支給される母子家庭自立支援給付金」とあるのは「第三十一条の十において準用する法第三十一条の規定により支給される父子家庭自立支援給付金」と読み替えるものとする。

第三十一条の十中「前条第一項並びに同条第二項において準用する第二十七条、第二十八条及び第二十九条第二項から第四項まで」を「前二条」に改め、第三章中同条を第三十一条の十一とし、第三十一条の九の次に次の一条を加える。

（父子家庭高等職業訓練修了支援給付金）

第三十一条の十　法第三十一条の十において準用する法第三十一条第三号に規定する政令で定める給付金は、第一号の資格の取得のための費用その他の同号の養成機関における課程の修了に際し必要となる費用の負担を軽減するため次の各号のいずれにも該当する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに対し支給する給付金（次項及び次条において「父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」という。）とする。

一　法第三十一条の十において準用する法第三十一条第二号の内閣府令で定める資格を取得するため同号の養成機関において六月以上の課程を修了したこと。

二　前号の課程を修了した日（次号において「修了日」という。）において配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに該当すること。

三　次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ　当該配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの修了時所得基準年（修了日の属する月が一月から七月までである場合にあつては当該月が属する年の前々年をいい、修了日の属する月が八月から十二月までである場合にあつては当該月が属する年の前年をいう。以下このイにおいて同じ。）の所得の額が、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める額未満であること。

(1)　修了時所得基準年の十二月三十一日において当該配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族及び生計維持児童（配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの扶養親族でない児童で当該配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが生計を維持しているものをいう。以下この号において同じ。）がない場合　二百八万円

(2)　修了時所得基準年の十二月三十一日において当該配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族又は生計維持児童がある場合　二百八万円に次に掲げる額を加算した額

(i)　当該加算対象扶養親族（老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に三十八万円を乗じて得た額

(ii)　当該加算対象扶養親族（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四十八万円を乗じて得た額

(iii)　当該加算対象扶養親族（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に五十三万円を乗じて得た額

ロ　当該配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの修了時所得基準前年（修了日の属する月が一月から七月までである場合にあつては当該月が属する年の三年前の年をいい、修了日の属する月が八月から十二月までである場合にあつては当該月が属する年の前々年をいう。以下このロにおいて同じ。）の所得の額が、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める額未満であること。

(1)　修了時所得基準年の十二月三十一日において当該配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族及び生計維持児童がない場合　二百八万円

(2)　修了時所得基準前年の十二月三十一日において当該配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族又は生計維持児童がある場合　二百八万円に次に掲げる額を加算した額

(i)　当該加算対象扶養親族（老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に三十八万円を乗じて得た額

(ii)　当該加算対象扶養親族（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四十八万円を乗じて得た額

(iii)　当該加算対象扶養親族（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に五十三万円を乗じて得た額

2　第二十九条第二項及び第三項の規定は、父子家庭高等職業訓練修了支援給付金について準用する。この場合において、同条第二項中「及び第二項」とあるのは「及び第二項（第三号を除く。）」と、「修了時所得基準年及び」とあるのは「同項第三号イに規定する修了時所得基準年及び同号ロに規定する」と、「の父」とあるのは「の母」と、「同条第二項第三号中「母」とあり、及び同項第四号」とあるのは「同条第二項第四号」と、「の母」とあるのは「の父」と、同条第三項第一号中「受給資格者及び」とあるのは「受給資格者（第三十一条の十第一項各号のいずれにも該当する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものをいう。以下この号において同じ。）及び」と、「が修了日」とあるのは「が修了日（同項第二号に規定する修了日をいう。以下この号において同じ。）」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（母子家庭自立支援教育訓練給付金等の支給に関する経過措置）

第二条　この政令による改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（以下「新令」という。）第二十七条（新令第三十一条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「法」という。）第三十一条第一号（法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める教育訓練を修了する者に対する法第三十一条（同号に係る部分に限り、法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の規定による給付金の支給について適用し、施行日前に当該教育訓練を修了した者に対するこれらの給付金の支給については、なお従前の例による。

（母子家庭高等職業訓練促進給付金等の支給に関する経過措置）

第三条　新令第二十八条（新令第三十一条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に法第三十一条（第二号に係る部分に限り、法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の規定による給付金（以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金等」という。）の請求をする者に対する母子家庭高等職業訓練促進給付金等の支給について適用し、施行日前に母子家庭高等職業訓練促進給付金等の請求をした者に対する母子家庭高等職業訓練促進給付金等の支給については、なお従前の例による。

（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等の支給に関する経過措置）

第四条　新令第二十九条及び第三十一条の十の規定は、施行日以後に新令第二十九条第一項第一号又は第三十一条の十第一項第一号の課程を修了する者に対する法第三十一条（第三号に係る部分に限り、法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の規定による給付金の支給について適用し、施行日前にこの政令による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（以下「旧令」という。）第二十九条第二項第一号（旧令第三十一条の九第二項において準用する場合を含む。）の課程を修了した者に対するこれらの給付金の支給については、なお従前の例による。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第五条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三十一条の九第一項」を「第三十一条の十第一項」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣官房令

○内閣官房令第七号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和六年八月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（表一の項関係）	（表一の項関係）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。	4　［同上］
［一～十　略］	［一～十　同上］
十一　内閣サイバーセキュリティセンター長の事務を代理するもの	［号を加える。］
［5～7　略］	［5～7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、令和六年九月一日から施行する。

府　令

○内閣府令第七十三号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年八月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官、公庫等実地監査官、投資調査官及び主任投資調査官） **第二十九条**　理財課に、調査官三人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官十人以内、上席主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官三人以内、公庫等実地監査官一人、投資調査官二人以内及び主任投資調査官一人を置く。 ［２～７　略］ ８　公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第一項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十四第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十四条第二項、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の三十五第二項、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二十七条第二項並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百四十五条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十三条第一項、海上運送法第三十九条の三十七第一項、造船法第三十二条第一項、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十八条第五項、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第一項、第五十八条第一項及び第二項、第六十条の十七第一項及び第二項並びに第六十条の二十九第一項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第四十四条第一項及び第二項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第二十一条第一項、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十七条第一項及び第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二十六条第一項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項（独立行政法人国際	（調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官、公庫等実地監査官、投資調査官及び主任投資調査官） **第二十九条**　理財課に、調査官三人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官十人以内、上席主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官三人以内、公庫等実地監査官一人、投資調査官二人以内及び主任投資調査官一人を置く。 ［２～７　同上］ ８　公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第一項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十七第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十四条第二項、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の三十五第二項、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二十七条第二項並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百四十五条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十三条第一項、海上運送法第三十九条の三十七第一項、造船法第三十二条第一項、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十八条第五項、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第一項、第五十八条第一項及び第二項、第六十条の十七第一項及び第二項並びに第六十条の二十九第一項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第四十四条第一項及び第二項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第二十一条第一項、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十七条第一項及び第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二十六条第一項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項（独立行政法人国際協

協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施する。

［9・10　略］

（建設産業・地方整備課の所掌事務）

第六十五条の二　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一　略］

二　建設業の許可、建設業者の経営事項審査、建設業者の指導及び監督並びに建設業法第四十条の四第一項の規定による調査に関すること。

［三～四十　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和六年九月一日から施行する。ただし、第二十九条第八項の改正規定は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

○内閣府令第七十四号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第二十七条第四項（同令第三十一条の九第一項において準用する場合を含む。）、第三十条及び第三十一条の十一の規定に基づき、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年八月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分と対照し、改正後欄に掲げる規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第二十八条第三項に規定する内閣府令で定める事業） **第六条の二**　法第二十八条第三項に規定する内閣府令で定める事業は、次のとおりとする。 ［一～五　略］ （母子家庭自立支援教育訓練給付金の手続） **第六条の六**　［略］ 2　前項の申請には、当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写しを添えなければならない。 ［号を削る。］ ［号を削る。］	（法第二十八条第三項に規定する内閣府令で定める事業） **第六条の二**　法第二十八条第二項に規定する内閣府令で定める事業は、次のとおりとする。 ［一～五　同上］ （母子家庭自立支援教育訓練給付金の手続） **第六条の六**　［同上］ 2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し 二　当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）又は当該受給希望者の前年（一月から七月までの間に申請する場合にあつては、前々年とする。以下この号及び第六条の八第二項第二号において同じ。）の所得の額（児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第三条及び第四条の規定によつて計算した所得の

［号を削る。］

第六条の七　［略］

２　都道府県知事等は、前項の場合において、当該受給希望者が令第二十七条第一項第一号に規定する指定教育訓練を受けようとする場合にあつては、職業（当該職業に就くために当該指定教育訓練に係る資格を有することが必要とされているものに限る。以下「加算対象職業」という。）を指定しなければならない。

３　都道府県知事等は、前二項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

第六条の八　［略］

２　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

二　前条第三項の指定通知書

三・四　［略］

五　当該受給希望者が加算対象職業に就いているときは、当該事実を明らかにすることができる書類

３　［略］

４　令第二十七条第四項の届出は、当該受給資格者の個人番号その他必要な事項を記載した届出書により、当該受給資格者の住所地を管轄する都道府県知事等にしなければならない。

額をいう。以下同じ。）並びに児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第九条第一項に規定する扶養親族等（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含み、同法に規定する同一生計配偶者がある者にあつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別についての証明書を提出することができない場合には、当該証明書は当該事実を明らかにすることができる書類をもつて代えることができる。）

三　当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類

２　都道府県知事等は、前項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

第六条の七　［同上］

［項を加える。］

第六条の八　［同上］

２　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　［同上］

二　当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）又は当該受給希望者の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含み、同法に規定する同一生計配偶者がある者にあつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別についての証明書を提出することができない場合には、当該証明書は当該事実を明らかにすることができる書類をもつて代えることができる。）

三　当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

四　前条第二項の指定通知書

五・六　［同上］

［号を加える。］

３　［同上］

［項を加える。］

5　前項の届出には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　当該受給資格者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
二　当該指定講座の入学料及び授業料の領収書の写し
三　当該受給資格者が加算対象職業に就いたことを証明する書類
6　第四項の届出は、加算対象職業に就いた日から起算して三十日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

第六条の九　［略］

2　都道府県知事等は、前条第四項の届出があつた場合には、当該受給資格者が令第二十七条第二項の支給要件に該当するか否かを調査し、その調査に基づき、速やかに、前項の決定に係る母子家庭自立支援教育訓練給付金の額の変更の決定を行われなければならない。
3　都道府県知事等は、前二項の決定を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者又は当該受給資格者に通知しなければならない。

（母子家庭高等職業訓練促進給付金の手続）

第六条の十　法第三十一条第二号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受けようとする配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（以下この条から第六条の十二までにおいて「受給希望者」という。）は、同号の養成機関（次項、第六条の十四第一項及び第六条の十六において「養成機関」という。）において修業を開始した日以後に、当該受給希望者の個人番号その他必要な事項を記載した申請書を当該受給希望者の住所地を管轄する都道府県知事等に提出して、支給の申請をしなければならない。
2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　［略］
二　次に掲げるいずれかの書類
イ　当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し
ロ　当該受給希望者の前年（一月から七月までの間に申請する場合にあつては、前々年とする。以下このロにおいて同じ。）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する扶養親族のうち、控除対象扶養親族（同法に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族以外のものをいう。以下同じ。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。以下同じ。）の有無及び数並びに老人扶養親族（同法に規定する老人扶養親族をいう。以下同じ。）及び特定扶養親族（同法に規定する特定扶養親族をいう。以下同じ。）の有無及び数についての市町村長の証明書（十九歳未満の控除対象扶養親族がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
ハ　当該受給希望者の前々年（一月から七月までの間に申請する場合にあつては、当該申請をした日の属する年の三年前の年とする。以下このハにおいて同じ。）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（十九歳未満の控除対象扶養親族がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
［号を削る。］
三・四　［略］

［項を加える。］

［項を加える。］

第六条の九　［同上］

［項を加える。］

2　都道府県知事等は、前項の決定を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

（母子家庭高等職業訓練促進給付金の手続）

第六条の十　法第三十一条第二号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受けようとする配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（以下この条から第六条の十二までにおいて「受給希望者」という。）は、同号に規定する養成機関（次項、第六条の十四第一項及び第六条の十六において「養成機関」という。）において修業を開始した日以後に、当該受給希望者の個人番号その他必要な事項を記載した申請書を当該受給希望者の住所地を管轄する都道府県知事等に提出して、支給の申請をしなければならない。
2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　［同上］
二　当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）又は当該受給希望者の前年（一月から七月までの間に申請する場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含み、同法に規定する同一生計配偶者がある者にあつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別についての証明書を提出することができない場合には、当該証明書は当該事実を明らかにすることができる書類をもつて代えることができる。）
三　当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
四・五　［同上］

第六条の十一　都道府県知事等は、前条第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が令第二十八条第一項の支給要件（第六条の十三及び第六条の十五第一項において「支給要件」という。）に該当するか否か及び令第二十八条第三項の給付金の額に関する事項を調査し、その調査に基づき、速やかに、母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の可否及び支給する場合における給付金の額の決定を行わなければならない。

2　［略］

（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の手続）

第六条の十六　［略］

2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本（養成機関における課程を修了した日（以下この条において「修了日」という。）における状況を明らかにできるものに限る。）

二　次に掲げるいずれかの書類

イ　当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し

ロ　当該受給希望者の修了日の属する年の前年（修了日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年とする。以下このロにおいて同じ。）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（十九歳未満の控除対象扶養親族がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ハ　当該受給希望者の修了日の属する年の前々年（修了日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、修了日の属する年の三年前の年とする。以下このハにおいて同じ。）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（十九歳未満の控除対象扶養親族がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

［号を削る。］

三　［略］

四　令第二十九条第三項第一号に掲げる者にあつては、当該受給希望者及び当該受給希望者と同一の世帯に属する者の市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書面（修了日の属する年度（修了日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）

五　［略］

3　［略］

第六条の十七　都道府県知事等は、前条第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が令第二十九条第一項の支給要件に該当するか否か及び同条第三項の給付金の額に関する事項を調査し、その調査に基づき、速やかに、母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給の可否及び支給する場合における給付金の額の決定を行わなければならない。

2　［略］

第六条の十一　都道府県知事等は、前条第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が令第二十八条第一項及び第二項の支給要件（第六条の十三及び第六条の十五第一項において「支給要件」という。）並びに令第二十八条第三項の給付金の額に関する事項を調査し、その調査に基づき、速やかに、母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の可否及び支給する場合における給付金の額の決定を行わなければならない。

2　［同上］

（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の手続）

第六条の十六　［同上］

2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本（養成機関における修業を開始した日（次号において「修業開始日」という。）及び当該養成機関における課程を修了した日（以下この条において「修了日」という。）における状況を明らかにできるものに限る。）

二　当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）又は当該受給希望者の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含み、同法に規定する同一生計配偶者がある者にあつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別についての証明書を提出することができない場合には、当該証明書は当該事実を明らかにすることができる書類をもつて代えることができる。）（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年とする。）の状況を明らかにできるものに限る。）

三　当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

四　［同上］

五　令第二十九条第四項第一号に掲げる者にあつては、当該受給希望者及び当該受給希望者と同一の世帯に属する者の市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書面（修了日の属する年度（修了日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）

六　［同上］

3　［同上］

第六条の十七　都道府県知事等は、前条第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が令第二十九条第二項及び第三項の支給要件並びに同条第四項の給付金の額に関する事項を調査し、その調査に基づき、速やかに、母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給の可否及び支給する場合における給付金の額の決定を行わなければならない。

2　［同上］

第六条の十七の七　第六条の五から第六条の九までの規定は、法第三十一条の十において準用する法第三十一条（第一号に係る部分に限る。）の規定により配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに対して支給する父子家庭自立支援教育訓練給付金について準用する。この場合において、第六条の七第二項中「第二十七条第一項第一号」とあるのは「第三十一条の九第一項において準用する令第二十七条第一項第一号」と、第六条の八第四項中「第二十七条第四項」とあるのは「第三十一条の九第一項において準用する第二十七条第四項」と読み替えるものとする。

2　第六条の九の二から第六条の十五までの規定は、法第三十一条の十において準用する法第三十一条（第二号に係る部分に限る。）の規定により配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに対して支給する父子家庭高等職業訓練促進給付金について準用する。この場合において、第六条の十第二項第三号中「第二十八条第三項第一号」とあるのは「第三十一条の九第二項において準用する令第二十八条第三項第一号」と、第六条の十一第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第三十一条の九第二項において準用する令第二十八条第一項」と、「第二十八条第三項」とあるのは「第三十一条の九第二項において準用する第二十八条第三項」と読み替えるものとする。

3　第六条の十六及び第六条の十七の規定は、令第三十一条の十第一項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金について準用する。この場合において第六条の十六第二項第四号中「第二十九条第三項第一号」とあるのは「第三十一条の十第二項において準用する令第二十九条第三項第一号」と、第六条の十七第一項中「第二十九条第一項」とあるのは「第三十一条の十第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項において準用する令第二十九条第三項」と読み替えるものとする。

第六条の十七の七　第六条の五から第六条の十七までの規定は、父子家庭自立支援給付金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条の五	第三十一条第一号	第三十一条の十において準用する法第三十一条第一号
	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第六条の六第一項	第三十一条第一号	第三十一条の十において準用する法第三十一条第一号
	母子家庭自立支援教育訓練給付金	父子家庭自立支援教育訓練給付金
	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
	第六条の九	第六条の十七の七において準用する第六条の九
第六条の六第二項第二号	第六条の八第二項第二号	第六条の十七の七において準用する第六条の八第二項第二号
第六条の七第一項	第六条の五	第六条の十七の七において準用する第六条の五
第六条の八第一項	母子家庭自立支援教育訓練給付金	父子家庭自立支援教育訓練給付金
第六条の九第一項	第二十七条第一項	第三十一条の九第二項において準用する令第二十七条第一項
	母子家庭自立支援教育訓練給付金	父子家庭自立支援教育訓練給付金
第六条の九の二	第三十一条第二号	第三十一条の十において準用する法第三十一条第二号
	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第六条の十第一項	第三十一条第二号	第三十一条の十において準用する法第三十一条第二号
	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金

配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第六条の十二	第六条の十七の七において準用する第六条の十二
、第六条の十四第一項及び第六条の十六	並びに第六条の十七の七において準用する第六条の十四第一項及び第六条の十六
第六条の十第二項第四号	第三十一条の九第二項において準用する令第二十八条第三項第一号
第六条の十第二項第五号	第六条の十七の七において準用する第六条の十四第一項
第六条の十一第一項	第三十一条の九第二項において準用する令第二十八条第一項及び第二項
第二十八条第三項	第六条の十七の七において準用する第六条の十三及び第六条の十五第一項
母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
第六条の十二	第六条の十七の七において準用する第六条の十第一項
母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
第六条の十三	第六条の十七の七において準用する第六条の十五
母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第六条の十五	第六条の十七の七において準用する第六条の十一第一項
第六条の十一第一項	第六条の十七の七において準用する第六条の十五
第六条の十六第一項	第三十一条の九第一項
第二十九条第一項	父子家庭高等職業訓練修了支援給付金
母子家庭高等職業訓練修了支援給付金	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	

（添付書類等の省略）

第六条の十八　都道府県知事等は、第六条の六第二項、第六条の八第二項若しくは第五項、第六条の十第二項又は第六条の十六第二項（これらの規定を第六条の十七の七において準用する場合を含む。）の規定により提出する書類等により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類等を省略させることができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第六条の十六第二項 第五号	第二十九条第四項第一号	第三十一条の九第二項において準用する令第二十九条第四項第一号
第六条の十七第一項	第二十九条第二項及び第三項	第三十一条の九第二項において準用する令第二十九条第二項及び第三項
	同条第四項	令第三十一条の九第二項において準用する令第二十九条第四項
	母子家庭高等職業訓練修了支援給付金	父子家庭高等職業訓練修了支援給付金

（添付書類等の省略）

第六条の十八　都道府県知事等は、第六条の六第二項、第六条の八第二項、第六条の十第二項又は第六条の十六第二項（これらの規定を第六条の十七の七において準用する場合を含む。）の規定により提出する書類等により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類等を省略させることができる。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・総務省令第十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年八月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十条の二の二　法別表十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一　略］	**第十条の二の二**　［同上］ ［一　同上］
二　医師法による医師免許証、再教育研修修了登録証又は臨床研修修了登録証に関する事務 ［三　略］ 四　医師法第七条の二第二項の再教育研修を修了した旨の医籍への登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 五～十一　［略］	二　医師法による医師免許証又は臨床研修修了登録証に関する事務 ［三　同上］ ［新設］ 四～十　［同上］
第十条の三　法別表十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　歯科医師法による歯科医師免許証、再教育研修修了登録証又は臨床研修修了登録証に関する事務 ［三　略］ 四　歯科医師法第七条の二第二項の再教育研修を修了した旨の歯科医籍への登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 五～十一　［略］	**第十条の三**　［同上］ ［一　同上］ 二　歯科医師法による歯科医師免許証又は臨床研修修了登録証に関する事務 ［三　同上］ ［新設］ 四～十　［同上］

第十条の四　法別表十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　保健師助産師看護師法による保健師免許証、助産師免許証若しくは看護師免許証又は再教育研修修了登録証（同法第十五条の二第一項に規定する保健師等再教育研修を修了した者に交付される再教育研修修了登録証に限る。）に関する事務

［三　略］

四‖保健師助産師看護師法第十五条の二第三項の保健師等再教育研修を修了した旨の保健師籍、助産師籍若しくは看護師籍への登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五～十‖［略］

第十条の五　法別表十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　保健師助産師看護師法による准看護師免許証又は再教育研修修了登録証（同法第十五条の二第二項に規定する准看護師再教育研修を修了した者に交付される再教育研修修了登録証に限る。）に関する事務

［三　略］

四‖保健師助産師看護師法第十五条の二第四項の准看護師再教育研修を修了した旨の准看護師籍への登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五～十‖［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

第十条の四　［同上］	
［一　同上］	
二　保健師助産師看護師法による保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証に関する事務	
［三　同上］	
［新設］	
四～九‖［同上］	
第十条の五　［同上］	
［一　同上］	
二　保健師助産師看護師法による准看護師免許証に関する事務	
［三　同上］	
［新設］	
四～九‖［同上］	

○デジタル庁総務省令第十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年八月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三十条　第二条の表二十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	**第三十条**　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　予防接種法第二十八条の実費の徴収の決定に関する事務　次に掲げる情報	三　［同上］
イ　当該決定に係る予防接種を受けた者又はその保護者に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報（以下「就労自立給付金関係情報」という。）	イ　当該決定に係る予防接種を受けた者又はその保護者に係る生活保護実施関係情報
［ロ～ニ　略］	［ロ～ニ　同上］
第三十二条　第二条の表三十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	**第三十二条**　［同上］
［一　略］	［一　同上］
二‖医師法第七条の二第二項の再教育研修を修了した旨の医籍への登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報	［新設］

三～七　［略］

八　医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）第十条の三第一項の再教育研修修了登録証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

九　医師法施行規則第十条の四第一項の再教育研修修了登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

十　［略］

十一　［略］

第三十三条　第二条の表三十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一　略］

二　歯科医師法第七条の二第二項の再教育研修を修了した旨の歯科医籍への登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三～七　［略］

八　歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）第十条の三第一項の再教育研修修了登録証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

九　歯科医師法施行規則第十条の四第一項の再教育研修修了登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

十　［略］

十一　［略］

第三十四条　第二条の表三十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一　略］

二～六　［新設］

七　［同上］

八　［同上］

第三十三条　［同上］

［一　同上］

二～六　［同上］

［新設］

七　［同上］

八　［同上］

第三十四条　［同上］

［一　同上］

二　保健師助産師看護師法第十五条の二第三項の保健師等再教育研修を修了した旨の保健師籍、助産師籍又は看護師籍への登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三～六　［略］

七　保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十四条第一項の再教育研修修了登録証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

八　保健師助産師看護師法施行規則第十五条第一項の再教育研修修了登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

［新設］

第三十五条　第二条の表三十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一　略］

二　保健師助産師看護師法第十五条の二第四項の准看護師再教育研修を修了した旨の准看護師籍への登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三～六　［略］

第四十四条　第二条の表四十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務　同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

［イ～ル　略］

ヲ　生活保護実施関係情報、就労自立給付金関係情報又は生活保護法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金

［新設］

二～五　［同上］

［一　同上］

［新設］

第三十五条　［同上］

二～五　［同上］

第四十四条　［同上］

一　［同上］

［イ～ル　同上］

ヲ　生活保護実施関係情報、生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報（以下「就労自

の支給に関する情報（第百二十七条及び第百六十三条において「進学・就職準備給付金関係情報」という。）	立給付金関係情報」という。）又は同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給に関する情報（第百二十七条及び第百六十三条において「進学・就職準備給付金関係情報」という。）
［ワ～ケ　略］	［ワ～ケ　同上］
［二～六　略］	［二～六　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○デジタル庁令第十六号
総務省令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年八月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

○デジタル庁令第十七号
総務省令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年八月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二条　法第十九条第八号の別表行政機関等のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものは、次の表の第一欄に掲げる者とし、同号の法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものは、次の表の第二欄に掲げる事務とし、同号の利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣は、同表の第三欄に掲げる者とし、同号の特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものは、同表の第四欄に掲げる情報とする。	**第二条**　［同上］

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四十条　法別表七十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。	**第四十条**　［同上］
［一～七　略］	［一～七　同上］
八　母子保健法第十七条の二第一項の産後ケア事業の実施に関する事務	［新設］
九～十三　［略］	八～十二　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
［略］	［略］	［略］	［略］
九十五　市町村長	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって第九十七条で定めるもの	市町村長	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業又は未熟児の訪問指導に関する情報であって第九十七条で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］

第九十七条　第二条の表九十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　母子保健法第九条の二第一項の母子保健に関する相談及び同条第二項の支援に関する事務　当該相談及び支援に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る同条第一項の規定による相談、同条第二項の規定による支援、第十条の規定による保健指導、第十一条の規定による訪問指導、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の規定による健康診査、第十七条第一項の規定による訪問指導、第十七条の二の規定による産後ケア事業又は第十九条の規定による訪問指導（以下この条において「乳幼児健康診査等」という。）に関する情報

二　母子保健法第十条の保健指導の実施又は勧奨に関する事務　当該保健指導の実施又は勧奨に係る妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児に係る乳幼児健康診査等に関する情報

三　母子保健法第十一条の新生児の訪問指導に関する事務　当該訪問指導に係る乳児に係る乳幼児健康診査等に関する情報

［四・五　略］

六　母子保健法第十七条第一項の妊産婦の訪問指導又は勧奨に関する事務　当該訪問指導又は勧奨に係る妊産婦に係る乳幼児健康診査等に関する情報

七　母子保健法第十七条の二第一項の産後ケア事業の実施に関する事務　当該事業の実施に係る出産後一年を経過しない女子及び乳児に係る乳幼児健康診査等に関する情報

八　母子保健法第十九条の未熟児の訪問指導に関する事務　当該訪問指導に係る乳児に係る乳幼児健康診査等に関する情報

九　［略］

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
九十五　市町村長	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって第九十七条で定めるもの	市町村長	母子保健法による健康診査に関する情報であって第九十七条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

第九十七条　［同上］

一　母子保健法第九条の二第一項の母子保健に関する相談及び同条第二項の支援に関する事務　当該相談及び支援に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る同法第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査（以下この条において「乳幼児健康診査等」という。）に関する情報

二　母子保健法第十条の保健指導の実施又は勧奨に関する事務　当該保健指導の実施又は勧奨に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る乳幼児健康診査等に関する情報

三　母子保健法第十一条の新生児の訪問指導に関する事務　当該訪問指導に係る乳児に係る同法第十三条第一項の規定による乳児に対する健康診査に関する情報

［四・五　同上］

六　母子保健法第十七条第一項の妊産婦の訪問指導又は勧奨に関する事務　当該訪問指導又は勧奨に係る妊産婦に係る同法第十三条第一項の規定による妊産婦に対する健康診査に関する情報

［新設］

七　母子保健法第十九条の未熟児の訪問指導に関する事務　当該訪問指導に係る乳児に係る同法第十三条第一項の規定による乳児に対する健康診査に関する情報

八　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

省　令

○総務省令第八十二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百七条第二号並びに第百十条の二第一項及び第二項第一号の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月三十日

総務大臣　松本　剛明

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間） **第四十条の六の三**　法第百七条第二号及び法第百十条の二第一項第二号の総務省令で定める期間は、それぞれ第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日から起算して一年とする。 2　法第百十条の三第一項の規定により新たに指定された第二種適格電気通信事業者に対して当該指定後最初に第二種交付金が交付される場合において、前項の法第百七条第二号の総務省令で定める期間については、同項中「第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日」とあるのは、「法第百十条の三第一項の規定により新たに指定された第二種適格電気通信事業者が当該指定を受けた日」とする。 （一般支援区域等の指定等） **第四十条の八の三**　総務大臣は、第十四条の五第一項の規定による報告（以下この条及び次条において「規模報告」という。）があつた場合において、当該規模報告に係る単位区域が法第百十条の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるときは、毎事業年度経過後五月以内に、同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は第二項の規定による特別支援区域の指定を行い、また、同条第一項各号又は第二項各号の要件に該当しないと認められるときは、同条第三項の規定による一般支援区域又は特別支援区域の指定の解除を行うものとする。 （特別支援区域の指定等に係る特例） **第四十条の八の三の二**　総務大臣は、規模報告に係る単位区域が第四十条の八の五第二項第一号又は第二号に該当しなくなつた場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当すると認められる間は、次条に規定する方法により算定した額が零を上回り、かつ、法第百十条の二第一項第二号の要件に該当すると認められる限り、引き続きそれぞれ第四十条の八の五第二項第一号又は第二号に該当するものとみなして、前条の規定を適用するものとする。 一　第四十条の八の五第二項第一号に定める場合に該当しなくなつたとき　当該単位区域において、一の電気通信事業者が第四十条の六の二第二項に規定する割合を超え、その状態で第四十条の八の五第二項第一号に定める場合に該当しなくなつた日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。 二　第四十条の八の五第二項第二号に定める場合に該当しなくなつたとき　当該単位区域において設置される同号に定める電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体から電気通信事業者（地方公共団体を除く。）に変更され、当該電気通信事業者が当該単位区域において同号に定める場合に該当しなくなつた日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。	（第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間） **第四十条の六の三**　法第百七条第二号及び法第百十条の二第一項第二号の総務省令で定める期間は、一年とする。 ［新設］ （一般支援区域等の指定等） **第四十条の八の三**　総務大臣は、第十四条の五第一項の規定による報告があつた場合において、当該報告に係る単位区域が法第百十条の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるときは、毎事業年度経過後五月以内に、同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は第二項の規定による特別支援区域の指定を行い、また、同条第一項各号又は第二項各号の要件に該当しないと認められるときは、同条第三項の規定による一般支援区域又は特別支援区域の指定の解除を行うものとする。 ［新設］

（法第百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額）

第四十条の八の四の二　法第百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額は、一回線当たり月額一万一千七百九十円とする。

（地理的条件その他の事項及び第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合）

第四十条の八の五　［略］

2　法第百十条の二第二項第一号ロの総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、第四十条の八の四に規定する方法により算定した額が、零を上回り、かつ、前条で定める額を下回るときとする。

［一・二　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年総務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （施行期日） **第一条**　この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（次条第四項において「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（次条第一項において「新施行規則」という。）第十四条の三第三項の規定は令和五年十月一日から適用し、第四条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第一条第二項第九号の二及び第二十六号並びに様式十、様式十の二、様式十二の二、様式十二の三、様式十三及び様式十三の二の規定は報告期限が同年七月一日以降である報告から適用する。 （経過措置） **第二条**　この省令の施行の際現に新施行規則第四十条の八の五第二項第一号又は第二号に該当する単位区域については、この省令の施行の日の翌日以後最初に当該単位区域がそれぞれ同項第一号又は第二号に該当しなくなった場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当すると認められる間は、新施行規則第四十条の八の四に規定する方法により算定した額が零を上回り、かつ、法第百十条の二第一項第二号の要件に該当すると認められる場合に限り、当該単位区域は引き続きそれぞれ新施行規則第四十条の八の五第二項第一号又は第二号に該当するものとみなす。 一　新施行規則第四十条の八の五第二項第一号に定める場合に該当しなくなったとき　当該単位区域において、一の電気通信事業者が新施行規則第四十条の六の二第二項に規定する割合を超え、その状態で新施行規則第四十条の八の五第二項第一号に定める場合に該当しなくなった日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。	**附　則** （施行期日） **第一条**　この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（次条第五項において「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（次条第一項及び第二項において「新施行規則」という。）第十四条の三第三項の規定は令和五年十月一日から適用し、第四条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第一条第二項第九号の二及び第二十六号並びに様式十、様式十の二、様式十二の二、様式十二の三、様式十三及び様式十三の二の規定は報告期限が同年七月一日以降である報告から適用する。 （経過措置） **第二条**　この省令の施行の際現に新施行規則第四十条の八の五第二項第一号に該当する単位区域については、当該単位区域が同号に該当しなくなった場合にあっても、当該単位区域において、電気通信回線設備の規模（新施行規則第十四条の五第一項に規定する電気通信回線設備の規模をいう。）が新施行規則第四十条の六の二第二項に規定する規模を超える電気通信事業者の数が一以下であるときに限り、当該単位区域は引き続き同号に該当するものとみなす。

［新設］

（地理的条件その他の事項及び第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合）

第四十条の八の五　［同上］

2　法第百十条の二第二項第一号ロの総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、前条に規定する方法により算定した額が、零を上回り、かつ、法第百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額を下回るときとする。

［一・二　同上］

［新設］

二　新施行規則第四十条の八の五第二項第二号に定める場合に該当しなくなったとき　当該単位区域において設置される同号に定める電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体から電気通信事業者（地方公共団体を除く。）に変更され、当該電気通信事業者が当該単位区域において同号に定める場合に該当しなくなった日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。

［削る］

２　この省令の施行の際現に新施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する単位区域については、当該単位区域が同号に該当しなくなった場合にあっても、当該単位区域は引き続き同号に該当するものとみなす。

２　［略］　３　［同上］　４　［略］　４　［同上］　５　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年八月三十日から施行する。

○総務省令第八十三号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第二の(十八)の項の規定に基づき、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月三十日

総務大臣　松本　剛明

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
（危険物の規制に関する政令別表第一の総務省令で定める物質及び数量） **第一条**　危険物の規制に関する政令別表第一の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第一の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。	（危険物の規制に関する政令別表第一の総務省令で定める物質及び数量） **第一条**　［同上］
(二十五)　ヘキサキス（β・β―ジメチルフェネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フェンブタスズ）及びこれを含有する製剤	［略］	(二十五)　ヘキサキス（β・β―ジメチルフェネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フェンブタスズ）及びこれを含有する製剤	［同上］
（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量） **第二条**　危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。	（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量） **第二条**　［同上］
(一)～(二十五)　略	［略］	(一)～(二十五)　同上	［同上］
(二十六)　四―クロロ―二―フルオロ―五―［(RS)―(二・二・二―トリフルオロエチル）スルフィニル］フェニル＝五―［(トリフルオロメチル）チオ］ペンチル＝エーテル（別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤		(二十六)　けいふっ化水素酸を含有する製剤	

（二十七）	けいふっ化水素酸を含有する製剤
（二十八）～（七十六）	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年三月一日から施行する。

○財務省・国土交通省令第三号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の一部の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項第一号及び第二号並びに第二十五条第一項並びに独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）第十七条第三項及び第十八条第三項の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月三十日

財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令（平成十九年財務省・国土交通省令第一号）を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第三条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～十一　（略） 十二　法第十三条第二項第一号に規定する保険に関する事項 十三　法第十三条第二項第二号に規定する貸付債権の譲受け及び債務の保証に関する事項 十四　法第十三条第二項第三号に規定する調査、研究及び情報の提供に関する事項 十五　法第十三条第二項第四号に規定する情報の提供その他の援助に関する事項 十六　法第十三条第二項第五号に規定する貸付けに関する事項	（業務方法書の記載事項） **第三条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～十一　（略） （新設） 十二　法第十三条第二項第一号に規定する調査、研究及び情報の提供に関する事項 十三　法第十三条第二項第二号に規定する情報の提供その他の援助に関する事項 十四　法第十三条第二項第三号に規定する貸付けに関する事項
十七　法第十三条第二項第六号に規定する貸付けに関する事項 十八　法第十三条第二項第七号に規定する保険に関する事項 十九　法第十三条第二項第八号に規定する貸付けに関する事項 二十　法第十三条第二項第九号に規定する業務に関する事項 二十一～二十三　（略） （区分経理等） **第十条**　機構は、次の各号に掲げる勘定においては、内訳として、当該各号に定める業務に係る経理単位に区分するものとする。 一　法第十七条第一号に掲げる業務に係る勘定 イ　法第十三条第一項第一号の業務、同条第二項第二号の業務（同号に規定する貸付債権の譲受けに限る。）及び同項第三号の業務並びにこれらに附帯する業務 ロ　法第十三条第一項第二号の業務、同項第三号の業務（特定貸付債権に係るものに限る。）、同条第二項第一号の業務（特例貸付債権に係るものに限る。）及び同項第二号の業務（同号に規定する債務の保証に限る。）並びにこれらに附帯する業務 二　法第十七条第四号に掲げる業務に係る勘定 イ　法第十三条第一項第四号から第十号まで並びに第二項第四号から第六号まで及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務 ロ　（略） 2　（略）	十五　法第十三条第二項第四号に規定する貸付けに関する事項 十六　法第十三条第二項第五号に規定する保険に関する事項 十七　法第十三条第二項第六号に規定する貸付けに関する事項 十八　法第十三条第二項第七号に規定する業務に関する事項 十九～二十一　（略） （区分経理等） **第十条**　機構は、次の各号に掲げる勘定においては、内訳として、当該各号に定める業務に係る経理単位に区分するものとする。 一　法第十七条第一号に掲げる業務に係る勘定 イ　法第十三条第一項第一号及び第二項第一号の業務並びにこれらに附帯する業務 ロ　法第十三条第一項第二号の業務及び同項第三号の業務（特定貸付債権に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務 二　法第十七条第四号に掲げる業務に係る勘定 イ　法第十三条第一項第四号から第十号まで並びに第二項第二号から第四号まで及び第七号の業務並びにこれらに附帯する業務 ロ　（略） 2　（略）

（貸付債権の評価）

第十一条　法第十三条第一項第一号及び第二項第二号の業務により譲り受けた貸付債権の貸借対照表価額は、当該貸付債権の取得価額とする。

（会計処理の特例）

第十二条　機構が法第十三条第一項第一号の業務及び同条第二項第二号の業務（同号に規定する貸付債権の譲受けに限る。）に係る金利変動による損失（同条第一項第一号及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第二十二条第二項第一号に規定する金融機関が機構に譲渡する貸付債権に係る貸付金の利率を定める際に勘案すべき利率を機構が定める日から、当該貸付債権の譲受けに要する資金を調達するために発行する住宅金融支援機構債券の利率を機構が定める日までの間の金利変動による損失をいう。）の可能性を減殺することを目的として、一定の期間中に機構が行う当該貸付債権の譲受けに要する資金を調達するために発行しようとする住宅金融支援機構債券の金額に基づき当事者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払を相互に約する取引（以下「金利スワップ取引」という。）を行った場合には、当該金利スワップ取引の損益をその元本の金額を定める基礎となった住宅金融支援機構債券が消滅するまでの間、主務大臣が指定する方法により繰り延べるものとする。

（責任準備金）

第十三条　機構は、毎事業年度末日現在で、法第十七条第一号及び第二号に掲げる業務に係る勘定において、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）第三条並びに住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第二十条第二項及び第八十条第二項に規定する保険関係に基づく将来における債務の履行に備えるため、収入保険料及び保険料の額の引下げを行うことによる減収額を埋めるために国から交付された補助金のうち、次の各号に掲げる保険関係の区分に応じ当該各号に定める期間に対応する責任に相当する金額として主務大臣が定めるところにより算定した金額を責任準備金として積み立てなければならない。

一　住宅融資保険法第三条に規定する保険関係（死亡時に一括償還をする方法による貸付けに係るものに限る。）並びに住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第二十条第二項及び第八十条第二項に規定する保険関係　当該保険関係の保険期間

二　（略）

2　（書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）

第二十三条の二　令第十七条第三項に規定する事項を電磁的方法（次条に規定する方法をいう。以下この条及び第二十六条第二項において同じ。）により提供しようとする者は、あらかじめ、機構に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　次条第一項各号に掲げる方法のうち送信者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

（電磁的方法）

第二十三条の三　令第十七条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受

（新設）

（貸付債権の評価）

第十一条　法第十三条第一項第一号の業務により譲り受けた貸付債権の貸借対照表価額は、当該貸付債権の取得価額とする。

（会計処理の特例）

第十二条　機構が法第十三条第一項第一号の業務に係る金利変動による損失（同号に規定する金融機関が機構に譲渡する貸付債権に係る貸付金の利率を定める際に勘案すべき利率を機構が定める日から、当該貸付債権の譲受けに要する資金を調達するために発行する住宅金融支援機構債券の利率を機構が定める日までの間の金利変動による損失をいう。）の可能性を減殺することを目的として、一定の期間中に機構が行う当該貸付債権の譲受けに要する資金を調達するために発行しようとする住宅金融支援機構債券の金額に基づき当事者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払を相互に約する取引（以下「金利スワップ取引」という。）を行った場合には、当該金利スワップ取引の損益をその元本の金額を定める基礎となった住宅金融支援機構債券が消滅するまでの間、主務大臣が指定する方法により繰り延べるものとする。

（責任準備金）

第十三条　機構は、毎事業年度末日現在で、法第十七条第一号及び第二号に掲げる業務に係る勘定において、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）第三条及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第二十条第二項に規定する保険関係に基づく将来における債務の履行に備えるため、収入保険料及び保険料の額の引下げを行うことによる減収額を埋めるために国から交付された補助金のうち、次の各号に掲げる保険関係の区分に応じ当該各号に定める期間に対応する責任に相当する金額として主務大臣が定めるところにより算定した金額を責任準備金として積み立てなければならない。

一　住宅融資保険法第三条に規定する保険関係（死亡時に一括償還をする方法による貸付けに係るものに限る。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第二十条第二項に規定する保険関係　当該保険関係の保険期間

二　（略）

2　（略）

信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（積立手帳）

第二十六条　（略）

2　機構は、令第十七条第三項の規定により、同条第二項に掲げる事項の提供が電磁的方法により行われた場合は、前項の規定による積立手帳の交付に代えて、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、機構は、積立手帳を交付したものとみなす。

3　積立者は、第一項第三号又は第四号に掲げる事項に変更があったときは、機構の定めるところにより、機構にその旨及び当該変更があった事項を届け出なければならない。

4　（略）

5　積立者は、機構又は法第十九条第六項の規定によるマンション債券の発行に関する事務の委託を受けた者の請求があったときは、積立手帳（第二項に規定する場合にあっては、同項の規定により提供された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したもの）を提示しなければならない。

（金利変動準備基金の運用益をその財源とする経費）

第三十二条　法第二十五条第一項の主務省令で定める経費は、第十二条に規定する金利変動による損失として想定される金額（法第十三条第一項第一号及び高齢者の居住の安定確保に関する法律第二十二条第二項第一号に規定する金融機関が機構に譲渡する貸付債権に係る貸付金の利率を定める際に勘案すべき利率を機構が定める日から、当該貸付債権の譲受けに要する資金を調達するために発行する住宅金融支援機構債券の利率を機構が定める日までの間に想定される範囲内の金利変動があった場合における最大の損失の金額をいう。）を超えるものの全部又は一部をうめるための経費とする。

（法第十三条第一項第一号の主務省令で定める者）

第三十九条の二　法第十三条第一項第一号の主務省令で定める者は、高齢者とする。

（特定債務保証の対象となる有価証券）

第四十一条　法第十三条第一項第二号の主務省令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一　（略）

二　信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（第四十四条において「信託会社等」という。）の発行する証券又は証書で信託の受益権を表示するもの（前号に掲げる有価証券を除く。）

（積立手帳）

第二十六条　（略）

2　積立者は、前項第三号又は第四号に掲げる事項に変更があったときは、機構の定めるところにより、機構にその旨及び当該変更があった事項を届け出なければならない。

3　（略）

4　積立者は、機構又は法第十九条第六項の規定によるマンション債券の発行に関する事務の委託を受けた者の請求があったときは、積立手帳を提示しなければならない。

（金利変動準備基金の運用益をその財源とする経費）

第三十二条　法第二十五条第一項の主務省令で定める経費は、第十二条に規定する金利変動による損失として想定される金額（法第十三条第一項第一号に規定する金融機関が機構に譲渡する貸付債権に係る貸付金の利率を定める際に勘案すべき利率を機構が定める日から、当該貸付債権の譲受けに要する資金を調達するために発行する住宅金融支援機構債券の利率を機構が定める日までの間に想定される範囲内の金利変動があった場合における最大の損失の金額をいう。）を超えるものの全部又は一部をうめるための経費とする。

（新設）

（特定債務保証の対象となる有価証券）

第四十一条　法第十三条第一項第二号の主務省令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一　（略）

二　信託会社等（法第十三条第一項第二号イに規定する信託会社等をいう。第四十四条において同じ。）の発行する証券又は証書で信託の受益権を表示するもの（前号に掲げる有価証券を除く。）

（業務方法書の記載事項の特例）

第二条　（略）

２　法附則第七条第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第九条中「第十七条」とあるのは「第十七条及び附則第七条第五項」と、第十条第一項第二号中「第十七条第四号」とあるのは「第十七条第四号（法附則第七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同号イ中「の業務」とあるのは「並びに附則第七条第一項第一号、第五号及び第六号並びに第二項の業務」と、第十一条中「第二項第二号」とあるのは「第二項第二号並びに附則第七条第一項第三号」と、第十九条中「第十九条第一項」とあるのは「第十九条第一項（法附則第七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第二十七条第六号中「第二十一条（法附則第七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第四十三条第一号中「及びニ（令附則第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第三号中「第七条第一項第一号八」とあるのは「第七条第一項第一号八（令附則第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附　則

この省令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年九月一日）から施行する。ただし、独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令第十三条の改正規定は、同法の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十九条第二項及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第四条第一項の規定に基づき、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月三十日

厚生労働大臣　武見　敬三

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

（救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）の一部を次の表のように改正する。

（業務方法書の記載事項の特例）

第二条　（略）

２　法附則第七条第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第九条中「第十七条」とあるのは「第十七条及び附則第七条第五項」と、第十条第二号中「第十七条第四号」とあるのは「第十七条第四号（法附則第七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同号イ中「第七号の業務」とあるのは「第七号並びに附則第七条第一項第一号、第五号及び第六号並びに第二項の業務」と、第十一条中「第十三条第一項第一号」とあるのは「第十三条第一項第一号及び附則第七条第一項第三号」と、第十九条中「第十九条第一項」とあるのは「第十九条第一項（法附則第七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第二十七条第六号中「第二十一条」とあるのは「第二十一条（法附則第七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第四十三条第一号中「及びニ」とあるのは「及びニ（令附則第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第三号中「第七条第一項第一号八」とあるのは「第七条第一項第一号八（令附則第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附　則

○財務省・国土交通省令第四号

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第二十二条第二項第一号及び第二号の規定に基づき、国土交通省・財務省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年八月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省・財務省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則

（債権譲受けの対象となる金融機関）

第一条　高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第二十二条第二項第一号の国土交通省令・財務省令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。）、信用金庫、信用協同組合及び労働金庫

二　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会並びに農林中央金庫

三　株式会社商工組合中央金庫

四　信用金庫連合会及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）

五　保険会社

六　法人である貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。）

（債券に準ずる有価証券）

第二条　法第二十二条第二項第二号の国土交通省令・財務省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定目的信託の受益証券

二　信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関の発行する証券又は証書で信託の受益権を表示するもの（前号に掲げる有価証券を除く。）

附　則

この省令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年九月一日）から施行する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（生活指導等） **第十六条**　（略） ２～５　（略） ６　救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。 （生活指導等） **第二十条**　更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する個別支援計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。 ２　前項に定めるもののほか、生活指導等については、第十六条（第二項及び第六項を除く。）の規定を準用する。 （作業指導） **第二十一条**　更生施設は、入所者に対し、前条第一項の個別支援計画に従つて、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。 ２　（略）	（生活指導等） **第十六条**　（略） ２～５　（略） （新設） （生活指導等） **第二十条**　更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。 ２　前項に定めるもののほか、生活指導等については、第十六条（第二項を除く。）の規定を準用する。 （作業指導） **第二十一条**　更生施設は、入所者に対し、前条第一項の更生計画に従つて、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。 ２　（略）

第二条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係） （略）　（略） 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準　第十六条第六項の規定による個別支援計画の作成 第二十条第一項の規定による個別支援計画の作成 （略）　（略） 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和二年厚生労働省令第四十四号）　第十五条第一項の規定による個別支援計画の作成 **別表第四**（第十条及び第十一条関係） 表一 （略）　（略） 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令　第十五条第八項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による個別支援計画の交付 表二　（略）	**別表第二**（第五条、第六条及び第七条関係） （略）　（略） 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準　（新設） 第二十条の規定による更生計画の作成 （略）　（略） （新設）　（新設） **別表第四**（第十条及び第十一条関係） 表一 （略）　（略） 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和二年厚生労働省令第四十四号）　第十五条第八項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による個別支援計画の交付 表二　（略）

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。